

公益財団法人近畿警察官友の会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人近畿警察官友の会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員・相談役・顧問と併せて役員等という。
- (2) 使用人兼務役員とは、この法人の事務局職員であって、この法人の役員を兼ねている者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事に対する報酬)

第3条 理事は無報酬とする。

(使用人兼務役員に対する報酬)

第4条 使用人兼務役員に対しては、使用人の職務執行の対価として職員給与規定に基づき、給与・賞与等を支払う。

(監事に対する報酬)

第5条 監事の報酬総額は30万円を上限とする。

- 2 監事個々の報酬額は、勤務形態・職務内容・類似の他の公益法人の監事報酬額・民間の調査研究所の監事報酬額等を考慮して、評議員会で決議する。ただし、監事が役員報酬を辞退した場合は支給しない。

(評議員に対する報酬)

第6条 評議員は、無報酬とする。

(相談役に対する報酬)

第7条 相談役は、無報酬とする。

(顧問に対する報酬)

第8条 顧問は、無報酬とする。

(費用)

第9条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用については、実費を支払うものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。